

健康診断（法定健診、雇入時の健診）のお願い

株式会社障害社
管理本部 総務部
Tel 042-850-9141

労働者は健康診断を受診することは労働安全衛生法第六十六条で義務付けられており、特定事業所加算の要件達成のためにもスタッフの皆様は1年に1度健康診断の受診をお願いしております。

入社時の健診（雇入時の健診）

勤務が決まった方は入社後3カ月以内に必ず雇入れ時健康診断を受診してください。

（入社前3か月以内に受診（他社の健康診断含む）している場合を除く）

毎年の健康診断（法定健診と省略健診）について

毎年9月1日（年度初め）～翌年の6月末までの間に1年ごとに1回法定健診を受診してください。毎年度できるだけお早めをお願いいたします。

年に2回（法定健診と省略健診）の受診は夜勤をしている社会保険加入者のみ対象です。

2回目（省略健診）の受診が必要な方には個別にご連絡いたします。自分が該当するかわからない方はサ責または総務部までお問い合わせください。

費用

法定健診（省略健診含む）に係る会社負担上限額 15,000 円／年度

受診場所

当社提携医 原町田診療所 電話 042-722-6665

住所 〒194-0013 東京都町田市原町田 4-17-11

診療時間や休診日などは「原町田診療所」で検索してホームページをご覧ください。

町田事業所より徒歩で約2分です。社名も伝え電話予約してください。

社員証を携帯して下さい。立替なしで受診できます。

新人の方は「新入社員のためまだ社員証がありません」と窓口でお伝え下さい。

車イスを利用している場合でも当社提携医の原町田診療所で受診が可能です。（一部の方を除く）電話予約時に、自身が車イス利用者であることを伝えて確認してください。

提携医以外の健康診断書類提出について

- ・かかりつけ医がいる病院や自宅に近い病院での健康診断を希望する方
- ・学生で学校の健康診断を受けている方
- ・パートナーの会社の健康診断を受けている方
- ・他の会社でも勤務していて、そちらで健康診断を受けている方

上記に該当する方はその健康診断書類のコピーを提出してください。

健診費用が発生しない場合、領収書は必要ありません。

原町田診療所以外で受診する方は健診予約時に下記の通り病院へお伝えください。

労働安全衛生法第66条の1に定める一般健康診断（法定健診）の項目の診断をお願いします。また労働安全衛生法第66条の4に基づき、異常の所見がある場合は就労の可否の記載をお願いします。就労の可否は診断書の右下などに「就労に問題なし」と記載して頂くことが一般的です。

（原町田診療所で受診した場合は就労の可否についての記載は事業所で対応します）

要再検査、要精密検査の結果について

要再検査等の結果が出た方には再検査をお勧めします。自己負担ですが健康保険を利用できます。保険証をご用意ください。

生活習慣病予防健診

35歳以上の方は協会けんぽの生活習慣病予防健診の①一般健診で、通常の法定健診では受けることが出来ない胃部レントゲンの検査が受けることができます。

この健診の結果を会社に提出することで、年1回の法定健診に置き換えることができます。ただし省略健診の代わりに受けることはできません。

この健診は予約前に会社への申請等は不要です。希望する健診機関へ直接お電話でご予約ください。(当社提携医の原町田診療所で受診された場合は健診料金の立替が不要です。)

この生活習慣病予防健診の対象者には毎年個別に連絡いたします。詳細はそちらをご覧ください。

予防接種について

インフルエンザの予防接種も毎年1回自己負担なしで受けることができます。

こちらも原町田診療所で接種した場合は立替え不要です。

検査項目について

- 1 既往歴及び業務歴の調査、喫煙歴、服薬歴などの調査
- 2 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- 3 身長、体重、視力及び聴力、腹囲の検査
- 4 胸部エックス線検査及び喀痰検査
- 5 血圧の測定
- 6 貧血検査(赤血球数・血色素量)
- 7 肝機能検査(GOT(AST)・GPT(ALT)・γ-GTP)
- 8 血中脂質検査(LDLコレステロール・HDLコレステロール・トリグリセリド(中性脂肪))
- 9 血糖値
- 10 心電図検査(安静時心電図検査)
- 11 尿検査(尿中の糖及び蛋白の有無の検査)

法定健診は上記1～11が基本ですが年齢等による医師の判断により差異があります。

上記□で囲ったものが省略健診(2回目の受診が必要な方)に必要な項目です。

入社時健診(雇入れ時健診)は上記1～11全て必要で一切省略することができません。

ご不明な点は総務部(042-850-9141)またはサービス提供責任者に問い合わせ下さい。宜しく願い申し上げます。